

特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針

令和4年9月30日

閣議決定

令和7年2月14日

一部変更

令和8年●月●日

一部変更（案）

はじめに	4
第1章 特定重要物資の安定供給確保の基本的な方向に関する事項	6
第1節 制度の基本的な考え方	6
第2節 関係行政機関の連携	6
第3節 民間事業者等への適切な情報提供	7
第4節 国、民間事業者等の関係者の相互の連携協力	7
第2章 特定重要物資の安定供給確保に関し国が実施する施策に関する事項	8
第1節 物資の特性に応じた安定供給確保の取組の推進	8
第2節 重要な物資のサプライチェーンを把握するための調査の実施	10
第3節 施策の実施状況の評価及び施策の見直し	10
第3章 特定重要物資の指定に関する事項	12
第1節 基本的な考え方	12
第2節 重要性	13
(1) 国民の生存に必要不可欠	13
(2) 広く国民生活又は経済活動が依拠	13
第3節 外部依存性	14
(1) 物資が外部に過度に依存	15
(2) 物資が外部に過度に依存するおそれ	15
(3) 供給不可欠役務が外部に過度に依存	16
(4) 供給不可欠役務が外部に過度に依存するおそれ	17
第4節 外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性	18
第5節 本制度により安定供給確保のための措置を講ずる必要性	19
第6節 解除の考え方	19
第4章 安定供給確保取組方針を作成する際の基準となるべき事項	20
第1節 安定供給確保取組方針を定める際の基本的な考え方	20
第2節 安定供給確保取組方針に定めるべき事項	20
(1) 対象となる個別特定重要物資等の安定供給確保のための取組の基本的な方	

向に関する事項.....	20
(2) 個別特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項.....	21
(3) 個別特定重要物資等の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとにとるべき期間又は取組を行うべき期限.....	21
(4) 個別特定重要物資等の安定供給確保のために安定供給確保支援業務及び安定供給確保支援法人基金又は安定供給確保支援独立行政法人基金に関して安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人が果たすべき役割に関する事項.....	22
(5) 対象となる個別の特定重要物資に係る法第 44 条第 1 項の規定による指定に関する事項.....	22
(6) 個別特定重要物資等の安定供給確保に当たって配慮すべき事項.....	22
(7) (1) ～ (6) に掲げるもののほか、個別特定重要物資等の安定供給確保に関し必要な事項.....	23
第 5 章 特定重要物資の安定供給確保のための取組に必要な資金の調達の円滑化の基本的な方向に関する事項.....	24
第 6 章 安定供給確保支援業務並びに安定供給確保支援法人基金及び安定供給確保支援独立行政法人基金に関して安定供給確保支援法人及び安定供給確保支援独立行政法人が果たすべき役割に関する基本的な事項.....	25
第 1 節 安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人の選択に関する事項.....	25
第 2 節 安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人の指定に関する事項.....	25
(1) 安定供給確保支援法人.....	25
(2) 安定供給確保支援独立行政法人.....	26
第 3 節 安定供給確保支援業務の内容及びその実施体制に関する事項.....	26
第 4 節 安定供給確保支援法人基金及び安定供給確保支援独立行政法人基金の管理に関する事項.....	27
第 5 節 安定供給確保支援業務の情報の管理に関する事項.....	27
第 7 章 特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資の指定に関する基本的な事項.....	28
第 1 節 特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資の指定に関する事項.....	28
(1) 国自らの措置を講ずる必要性（対象とすべき物資）.....	28
(2) 状況の困難性.....	29
(3) 手段の相当性及び有効性.....	29
第 2 節 指定解除の考え方.....	30
第 3 節 その他留意事項.....	30

(1) 関係者の意見の適切な考慮等.....	30
(2) 法第 44 条第 6 項の規定に基づく措置に関する事項.....	30
(3) 措置に必要な施設の取得に関する事項.....	31
(4) 施設委託管理業務に関する事項.....	31
(5) 輸送手段の確保に関する事項.....	32
第 8 章 特定重要物資の安定供給確保に当たって配慮すべき基本的な事項	33
第 1 節 国際約束との整合性の確保に関する事項.....	33
第 2 節 経済活動における人権の尊重.....	33
第 3 節 関係者の意見の適切な考慮、施行状況の情報提供等に関する事項.....	33
(1) 関係者の意見の適切な考慮等.....	33
(2) 施行状況の適切な情報提供等.....	33

はじめに

世界各国・地域が重要な物資の確保や重要な技術の獲得にしのぎを削る中、我が国の国家及び国民の安全を経済面から確保するに当たっては、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を踏まえ、社会経済構造の自律性の向上、我が国の技術等の他国・地域に対する優位性ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保に向けた取組を推進しながら、同盟国・同志国との協力を拡大・深化させていくことが必要である。

中でも重要な物資のサプライチェーンについては、グローバル化の進展や科学技術の発展、それに伴う産業構造の変化を背景にその多様化が進む一方、世界各国・地域で重要な物資を外部に過度に依存することによる供給リスクが顕在化している。我が国においても、国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活若しくは経済活動が依拠しているにもかかわらず外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある物資については、安定供給確保を図るための対応を行わなければ、当該物資の供給途絶等又は供給不足（以下「供給途絶等」という。）が生じた場合、国民の生存や国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす事態に至るおそれがある。

また、近年の科学技術の非連続的な発展が、社会経済活動や産業構造に大きな変革をもたらし、重要な物資のサプライチェーンに根本的な変化を引き起こす可能性もある。これらの変革を支える科学技術の開発に各国・地域がしのぎを削る中、サプライチェーンの強靱化を図る際には、将来に向けて戦略的に産業基盤を構築することが重要であり、こうした取組を行わなければ、中長期的に、国民の生存や国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす事態を生じさせるおそれもある。

実際に一部の重要な物資について、既に外部に過度に依存している状況が見られるところであり、とりわけ近年、一部の物資についてはサプライチェーン上の脆弱性が顕在化し、国民の生存や国民生活・経済活動を脅かす事態に発展した事例も見られる。また、今後需要が大きく高まると見込まれる重要な物資については、米国や欧州連合（EU）、中国、韓国等において、サプライチェーンを強靱化する必要性が謳われ、各国・地域が大規模な支援にしのぎを削る中、将来的に外部に過度に依存する状況が発生することが懸念され得る。

重要な物資の安定供給を確保し、国家及び国民の安全を確保するという政策目的については、民間事業者等による経営判断だけによっていては、十分に達成することが困難となる事態が想定される。我が国においてもこれまで一定の措置が講じられてきたところであるが、近年の国際情勢の変化等を背景に、こうした事態を未然に防止し、

平時から重要な物資の安定的な供給の確保を図るため、今般、業種横断的・総合的に措置を講ずるための制度を整備することとしたものである。

特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針(以下「本基本指針」という。)は、こうした制度整備の背景及び必要性を踏まえ、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「法」又は「本法」という。)第6条第1項の規定及び基本方針に基づき、これを定めるものである。

なお、本基本指針において使用する用語は、本法において使用する用語の例による。

第1章 特定重要物資の安定供給確保の基本的な方向に関する事項

第1節 制度の基本的な考え方

本制度においては、政府が特定重要物資の安定供給確保に関する施策の方向性を示し、当該特定重要物資のサプライチェーンを構成する民間事業者等の予見性を確保するとともに、サプライチェーンの強靱化を図ろうとする民間事業者等による取組を支援することにより、特定重要物資の安定供給確保を図ることとしている。

本制度の運用に当たっては、官民の適切な役割分担の下で、特定重要物資等（特定重要物資又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置若しくはプログラムをいう。以下同じ。）の安定供給確保を図ることが重要である。ただし、民間事業者等による自由な経済活動に制約を加えることはサプライチェーンの合理性及び効率性を阻害することにつながる懸念もあることから、政府は当該サプライチェーンが抱える国際的な競争環境・市場動向、我が国の産業競争力等に留意した上でその強靱化を図ることが不可欠である。そのため、民間事業者等による自由な経済活動を極力阻害せず、過度な負担とならないよう留意するとともに、民間事業者等による創意工夫を生かした形で、サプライチェーンの強靱化を後押ししていくことが重要であるため、施策の実施に当たっては、こうした趣旨が適切に達成されるよう留意するものとする。

第2節 関係行政機関の連携

特定重要物資等の安定供給確保の推進に当たっては、供給事業所管大臣（特定重要物資の生産、輸入若しくは販売又は特定重要物資に係る特定重要物資等供給不可欠役務（特定重要物資等の供給に不可欠な役務であって専ら当該特定重要物資等の供給のために用いられるものをいう。以下同じ。）の提供の事業を所管する大臣をいう。以下同じ。）のみならず、本法に関する事務の主任の大臣である内閣総理大臣やその他の大臣を含めた関係行政機関間における連携が重要となる。関係行政機関は、特定重要物資等の安定供給確保を図るため、安全保障の確保に関する経済施策の実施に関し、相互に協力しなければならない旨を定める法第4条第2項の規定の趣旨を踏まえ、本法その他の法令、基本方針、本基本指針、特定重要物資等に係る安定供給確保を図るための取組方針（以下「安定供給確保取組方針」という。）等に基づき相互に協力するものとする。その際、供給事業所管大臣が複数にまたがる場合や供給事業所管大臣とそれ以外の大臣との間にまたがる取組が特定重要物資等の安定供給確保に不可欠な場合もあるため、こうした場合には、関係行政機関が特に緊密な連携協力を図るよう留意するものとする。

第3節 民間事業者等への適切な情報提供

供給事業所管大臣は、特定重要物資等の安定供給確保に関する民間事業者等の自発的な取組を促すため、必要な情報提供及び周知・広報（以下「情報提供等」という。）を適切に行うものとする。また、特定重要物資等の安定供給確保のためには、当該物資のサプライチェーンの実態を把握し、供給途絶等のリスクを把握した上で必要な措置を講ずることが重要であることを踏まえ、施策の実施状況についての適切な情報提供等を図ることを通じ、サプライチェーンに係る情報の収集に関し、民間事業者等からの必要な協力が得られるよう、十分配慮するものとする。

第4節 国、民間事業者等の関係者の相互の連携協力

特定重要物資のサプライチェーンは、特定重要物資等の供給を行う事業者、特定重要物資の供給を受ける事業者のみならず、これらの事業者と取引関係にある他の事業者、金融機関、投資家、専門的知見を有する者等の幅広い関係者の存在の上で成り立っていることを踏まえ、国、民間事業者等の関係者は、法第8条の2第1項の規定に基づき、特定重要物資等の安定供給確保のためにこれまで以上に緊密な連携協力を図るよう努めるものとする。

具体的には、安定供給確保に影響を及ぼし得る事項について情報を得た際に、例えば、関係者に対して適時適切に情報共有する、あるいは、長期的な物資の供給安定性及び事業の持続性を考慮した対応を検討する等、特定重要物資等の安定供給確保に寄与する関係者間の連携協力が図られることが期待される。

また、国は、法第8条の2第2項の規定に基づき、民間事業者等による特定重要物資等の安定供給確保のための相互の連携協力が円滑に実施されるよう、サプライチェーン上のリスク、脅威等に関わる情報の民間事業者等への共有、物資の調達時における安定供給確保に資する行動に対するインセンティブの付与等、環境整備に努めるものとする。

第2章 特定重要物資の安定供給確保に関し国が実施する施策に関する事項

第1節 物資の特性に応じた安定供給確保の取組の推進

特定重要物資等の安定供給確保に当たっては、国が実施する施策への予見性を可能な限り確保するとともに、物資ごとの特性に応じ、安定供給確保の効果が高いと考えられる取組への支援を優先的に行うものとする。

本制度は、助成金による支援、金融支援、市場環境の整備等を通じて、民間事業者等による生産若しくは役務提供に係る基盤の整備、供給源の多様化、備蓄、生産若しくは役務提供に係る技術の導入・開発・改良その他の供給網を強靱化するための取組又は使用の合理化、代替する物資の開発その他の外部への依存を低減するための取組を促進し、特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとするものである。供給事業所管大臣は、安定供給確保取組方針の策定に当たっては、こうした様々な取組のうち、当該特定重要物資等の安定供給確保のために有効な取組を絞り込み、当該取組に必要な支援措置を検討した上で、支援対象となる取組及び当該取組に関し供給事業所管大臣が実施する施策を安定供給確保取組方針等の形で公表するものとする。

その際、物資の供給先として、民需に加えて防災、法執行、防衛等の官公需を見据えることは、需要の増加及び安定化をもたらし、事業基盤の強靱化に貢献する。このため、特定重要物資等の官公需を対象とした取組についても、必要に応じて支援対象に含めるものとする。この場合において、安定供給確保取組方針には、第4章第2節に掲げる各事項について、官公需に係る内容を含めて定めるものとする。

また、自由かつ公正な経済活動との両立の観点も踏まえながら、民間事業者等による安定供給確保の取組を後押しするため、必要に応じ、

- ・ 特定重要物資等の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣は、他国からのダンピングや不適切な市場介入等により国内産業への被害の可能性があると思料する場合において、特定重要物資等の安定供給確保に支障が生じる事態を未然に防止するため必要があると認めるときは、法第30条の規定も活用しつつ、国際ルールに則り適切に貿易救済措置を図る
- ・ 供給事業所管大臣は、複数事業者が作成する供給確保計画の認定を行おうとする場合には、必要に応じ、公正取引委員会との連携を図り、適正な競争の確保に留意しつつ、企業の連携等の円滑化を図る

等、市場環境の整備、国際的な連携等の推進に必要な措置を検討するものとする。

くわえて、経済的威圧や経営難等による民間事業者等の事業の廃止、縮小、譲渡、

海外移転等、あるいは、他の事業者、投資家等による事業の買収等により、特定重要物資等の安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合には、供給事業所管大臣は、法第 9 条の 2 の規定も活用しつつ、安定供給確保に及ぶ影響を調査するため、関係者に資料、情報の提供、説明等を求め、必要に応じて供給確保計画の提出を民間事業者等に促すものとする。

さらに、供給確保計画の認定を行った後、取引先の事業の廃止等の事由により、認定供給確保事業者がその計画に従って取組を行うことが困難となるおそれがある場合に、当該認定供給確保事業者からの申出があり、特定重要物資等の安定供給確保のために特に必要と認めるときは、供給事業所管大臣は、法第 11 条の 2 の規定も活用しつつ、関係者に対して必要な協力を求めるものとする。具体的には、例えば、以下に掲げる協力を求めることが想定される。

- ・ 認定供給確保事業者の取引先の事業者の事業の廃止等が行われようとする場合に、当該事業者に対し、国内での事業の継続を求める（場合によっては、法第 9 条の 2 の規定を併せて活用し、当該事業者に対して供給確保計画の作成・提出を促すことも考えられる。）。
- ・ 認定供給確保事業者自身が他の事業者等を買収されそうな場合に、当該事業者に対し、買収の延期・中止や、買収後の事業の継続を許容することを求めたり、別の事業者等に対し、出資や融資の検討を求めたりする。
- ・ 価格等の要因により、特定重要物資等の調達が特定の国・地域や企業へ過度に集中することで、認定供給確保事業の実施が困難となり得る場合に、当該特定重要物資等の調達を行う事業者に対し、長期的な物資の供給安定性及び事業の持続性を考慮した対応を検討することを求める。

なお、供給事業所管大臣は、上記の民間事業者等への働きかけを行う際には、自由かつ公正な経済活動との両立の観点を踏まえ、民間事業者等の過度な負担とならないよう留意するとともに、民間事業者等の理解醸成に努めるものとする。また、上記のような特定重要物資等の安定供給確保を脅かす事態が発生した場合には、供給事業所管大臣は、必要に応じて、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）や個別の特定重要物資等に関連する法令等に基づく対応も検討・活用するものとする。

その上で、民間事業者等による取組によりなお特定重要物資等の安定供給確保が十分に図られない場合には、国として、例えば備蓄等の特定重要物資等の安定供給確保のために必要な取組を自ら実施することを検討するものとする。

第2節 重要な物資のサプライチェーンを把握するための調査の実施

重要な物資の安定供給確保を図る上では、その調達及び供給の現状並びにサプライチェーンの抱える課題を把握することは重要と考えられる。このため、国は重要な物資の安定供給確保に関し、デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展も踏まえつつ、不断の情報収集・検証に努めるものとする。

具体的には、物資の生産、輸入若しくは販売又は物資の供給に不可欠な役務であって専ら当該物資の供給のために用いられるもの¹（以下「供給不可欠役務」という。）の提供の事業を所管する大臣は、重要な物資のサプライチェーンの状況を的確に把握するため、必要と認めるときは、法第48条第1項を活用するなどし、重要な物資のサプライチェーン把握のための調査を実施することにより、その調達及び供給の現状並びにサプライチェーンの抱える課題の把握に努めるものとする。

重要な物資のサプライチェーン把握のための調査の実施に当たっては、民間事業者等によるサプライチェーンの把握には一定の限界があることにも留意しつつ、事業者の過度な負担とならないよう、公的統計、業界団体が実施する調査・統計の活用や業界団体へのヒアリング等を活用し、法律の規定の施行に必要な限度で調査の対象範囲、内容等を適切に絞り込むこととする。また、調査の目的・趣旨、調査の位置付け等についての丁寧な説明に努めることにより、民間事業者等の理解を得て、調査への協力を求めることを基本とする。調査の実施に際しては、必要に応じ、調査対象となる物資の生産、輸入若しくは販売又は供給不可欠役務の提供の事業に関連する団体への事前説明等により、調査趣旨を広く周知する方法も想定され得る。その上で、調査を通じて政府が把握する情報には、企業の競争力の源泉と深く関わりのある内容が含まれ得ることを踏まえ、必要な情報管理のための措置を講ずるものとする。

また、重要な物資のサプライチェーンの状況を把握し、安定供給確保に向けた取組に対する支援の必要性が認められるときは、特定重要物資の指定を含め、本制度による措置の必要性を検討するものとする。

第3節 施策の実施状況の評価及び施策の見直し

本制度は、物資ごとの特性に応じて、供給事業所管大臣が安定供給確保のために必

¹ 当該役務が提供されないと当該物資の供給（要求や必要に応じてあてがうこと。）が成り立たず、かつ、当該物資の供給をその主たる用途とする役務をいう。当該物資の供給のみに用いられていると厳密に捉える必要は必ずしもないが、例えば、一般貨物運送のような、広範な物資に用いられている役務は該当しない。

要な取組を安定供給確保取組方針において示し、それぞれの取組に対して必要な支援措置を講ずることで、特定重要物資の安定供給確保を図るものである。

一方で、サプライチェーンは多数の事業者が介在して成り立っているものであり、必ずしも一の供給事業所管大臣がその全てを所掌しているとは限らず、所掌が複数の供給事業所管大臣にまたがる場合も想定される。このような状況において、特定重要物資等の安定供給確保を確実なものとするためには、本制度に関する事務の主任の大臣である内閣総理大臣を司令塔としつつ、複数の供給事業所管大臣が連携して、政府一体となって取組の実施状況を不断に見直し、効率的かつ効果的な施策を推進することが求められる。

くわえて、令和4年の法施行後、ウクライナ情勢や中東情勢を始めとして、世界の安全保障環境が激変している中で、国民生活・経済活動を支える重要な物資の安定供給確保のためには、国際情勢を踏まえた適時適切な対応を取ることが求められる。さらに、科学技術の非連続的な発展により、重要な物資の安定供給確保を支える新たな技術・手法が確立されたり、サプライチェーンの構造そのものに根本的な変化が生じたりする可能性もあることから、こうした変革について不断に情報収集を行い、施策に反映する必要がある。

このような趣旨も踏まえ、政府は、法第6条第6項及び第7項の規定に基づき、毎年度、供給確保計画の定期報告等を通じ、本基本指針及び安定供給確保取組方針に基づき進められている民間事業者等の取組の実施状況について把握し、その評価を行うとともに、周辺環境の変化等に応じて機動的に検討を加えることとし、これらの結果に基づき、認定要件や支援対象となる取組の見直し等、必要な措置を速やかに講ずるものとする。

第3章 特定重要物資の指定に関する事項

第1節 基本的な考え方

特定重要物資を政令で指定するに当たっては、特に安定供給確保を図るべき重要な物資として、法第7条の規定のとおり、次に掲げる4つの要件を全て満たしたものに絞り込んで適切に指定するものとする。

- ・ 国民の生存に必要不可欠な又は広く国民生活若しくは経済活動が依拠している重要な物資であること（重要性）
- ・ 物資又は供給不可欠役務が外部に過度に依存し、又は依存するおそれがあること（外部依存性）
- ・ 外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止する必要があること（外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性）
- ・ 安定供給確保を図ることが特に必要と認められること（本制度により安定供給確保のための措置を講ずる必要性）

その際、国際情勢・社会経済構造の変化等に伴い、重要な物資を取り巻く状況が変化することを踏まえ、国民の生存に必要不可欠な又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資については、サプライチェーンの現状と供給途絶等のリスクを不断に把握・点検することが重要であり、安定供給確保のための措置を講ずるべき物資が確認されたときは、特定重要物資の指定を含め、本制度による措置の必要性を検討するものとする。

国は、特定重要物資を指定するに当たっては、国民の生存に必要不可欠な又は広く国民生活・経済活動の用に供される物資を指定することを基本とするが、当該物資の生産に必要な原材料等（原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラムをいう。以下同じ。）が多岐にわたり、そのうち特定のものについて安定供給確保を図る必要がある場合には、当該原材料等を特定重要物資として指定することも妨げないこととする。

特定重要物資の指定に当たっては、法第7条の規定のとおり、次節から第5節までに掲げる要件に該当するものに絞り込んで指定するとともに、例えば統計情報も活用するなど、可能な限り客観性及び公平性を確保し、適切に指定されるよう留意するものとする。また、指定に当たっては、支援が効果的に実施できるかどうかといった観点にも留意するものとする。

第2節 重要性

「国民の生存に必要不可欠な又は広く国民生活若しくは経済活動が依拠している」かは、以下の（1）又は（2）に記載するところによって判断する。

（1）国民の生存に必要不可欠

国民の生存に必要不可欠な物資とは、当該物資の供給途絶等が発生すると、国民の生存に直接的な影響²が生じるものをいう。国民の生存に必要不可欠な物資かどうかの判断に当たっては、事象の重大性、影響範囲及び代替が困難であることを総合的に考慮する。詳細については、以下のとおりとする。

① 事象の重大性

事象の重大性の判断に当たっては、供給途絶等が発生した場合に、当該物資を使用又は利用できないことによって、当該物資の受益者に致命的な影響又は不可逆的な障害等を生じさせる蓋然性を高めること等の程度を考慮する。

② 影響範囲

影響範囲の判断に当たっては、例えば、需要規模が大きいこと（使用者数や利用者数が大きいこと等）や国民の生存に必要不可欠な公共サービスの提供に与える影響等の程度を考慮する。

③ 代替が困難であること

代替が困難であることの判断に当たっては、その効用・機能を直ちに他物資で切り替えることが難しいかなどを考慮する。

（2）広く国民生活又は経済活動が依拠

広く国民生活又は経済活動が依拠している重要な物資とは、国民の大多数に普及していたり、様々な産業に組み込まれていたりしており、当該物資が使用又は利用できなくなったときに多大な支障が生じ、その支障を回避するための経済合理的な観点からの代替品がないものをいう。広く国民生活又は経済活動が依拠しているか

² 直接的な影響とは、当該物資を使用又は利用できなくなること自体が生存に関わる事象を生じさせる蓋然性を高めることを指す。

また、使用又は利用ができなくなると国民の生存に直接的な影響が生じる物資の生産に不可欠な原材料等で、かつ、代替が困難であると認められるものについては、当該原材料等についても国民の生存に必要不可欠な物資に該当するものとする。

どうかの判断に当たっては、事象の重大性、影響範囲及び代替が困難であることを総合的に考慮する。詳細については、以下のとおりとする。

① 事象の重大性

事象の重大性の判断に当たっては、例えば、次に掲げる事項の程度等を考慮する³。

- ・ 当該物資又は当該物資を使用・利用した物品が、国民生活・経済活動の維持にとって基幹的なものであり、供給途絶等が発生した場合に国民生活・経済活動に多大な支障が生じるかどうか
- ・ 当該物資が同物資を使用・利用する物品の性能・機能において中核的な構成要素であるかどうか

② 影響範囲

影響範囲の判断に当たっては、例えば、次に掲げる事項の程度等を考慮する。

- ・ 物資の普及・利用の割合が大きいこと（当該物資を使用・利用している国民・企業が多いこと等）
- ・ 関連産業の規模が大きいこと（当該物資を使用・利用している産業の規模が大きいこと等）
- ・ 大多数の国民又は多くの産業に利用されているインフラ機能の維持に与える影響が大きいこと（当該物資の供給途絶等がインフラ機能の維持や当該インフラを利用する国民又は産業に与える影響が大きいこと等）
- ・ 用途が多様であること

③ 代替が困難であること

代替が困難であることの判断に当たっては、他物資ではその機能を直ちに切り替えることが経済合理的な観点から難しいかどうかなどを考慮する。

第3節 外部依存性

物資又は供給不可欠役務が外部に過度に依存し、又は過度に依存するおそれがあるかは、以下の（1）～（4）に記載するところによって判断する。

³ 例えば、一時的な流行品等や、製品の性能・機能に直ちに支障を来さない周辺部品等の場合は、当該物資の供給途絶等により生じる支障が相対的に小さいと考えられ、事象の重大性は小さいと判断し得る。

(1) 物資が外部に過度に依存

外部に過度に依存する物資とは、供給が特定少数国・地域に偏っており、当該特定少数国・地域からの供給途絶等が発生した場合に甚大な影響が生じ得るものをいう。外部に過度に依存しているかどうかの判断に当たっては、物資ごとの特性を踏まえつつ、特定少数国・地域に依存・集中している程度、国内外からの代替供給確保の可能性及び短期的な供給途絶等への脆弱性の程度を総合的に考慮する。詳細については、以下のとおりとする。

① 特定少数国・地域に依存・集中している程度

特定少数国・地域に依存・集中している程度の判断に当たっては、例えば、次に掲げる事項等を考慮する。

- ・ 国内需要量に占める特定少数国・地域への依存の程度
- ・ 国内需要量に占める国内生産の程度
- ・ 国内需要量又は国内輸入量に占める最大輸入先国・地域からの輸入量の程度

② 国内外からの代替供給確保の可能性

国内外からの代替供給確保の可能性の判断に当たっては、例えば、次に掲げる事項等、特定少数国・地域からの供給途絶等が生じた場合の代替供給確保の可能性を考慮する。

- ・ 我が国が現在依存する特定少数国・地域以外の国・地域の供給余力や世界における供給シェアの状況から判断して、経済合理的な範囲で代替供給を確保することができるかどうか
- ・ 国内の生産基盤での供給余力から判断して、経済合理的な範囲で代替供給を確保することができるかどうか

③ 短期的な供給途絶等への脆弱性の程度

短期的な供給途絶等への脆弱性の程度の判断に当たっては、物資ごとに供給途絶等が影響を及ぼすまでの期間及び影響の程度は大きく異なることに留意し、例えば、物資ごとの備蓄や在庫の状況、物資の特性、流通の状況等を考慮する。

(2) 物資が外部に過度に依存するおそれ

外部に過度に依存するおそれがある物資とは、社会経済構造の変化や技術革新の動向、我が国及び諸外国・地域における産業戦略や科学技術戦略等を踏まえ、我が国が措置を講じなければ将来的な外部依存のリスクの蓋然性が認められるものを

いう⁴。

外部に過度に依存するおそれがあるかどうかの判断に当たっては、将来における物資の重要性及び成長性、国内外の諸動向等を総合的に考慮する。詳細については、以下のとおりとする。

① 将来における重要性及び成長性

将来における重要性及び成長性の判断に当たっては、例えば、デジタルトランスフォーメーション（DX）、グリーントランスフォーメーション（GX）等といった、我が国及び諸外国・地域の中長期的な社会経済構造の変化や技術革新の動向に沿ったものであり、将来において重要性及び成長性が見込まれる戦略的に意義がある物資かどうかなどを考慮する。

② 国内外の諸動向

国内外の諸動向の判断に当たっては、例えば、次に掲げる動向等を踏まえ、我が国の社会経済構造に鑑みて戦略的に意義がある物資かどうかなどを考慮する。

- ・ 我が国及び諸外国・地域における政府の産業戦略や科学技術戦略での位置付け等の動向
- ・ 我が国及び諸外国・地域における民間による研究開発、投資、シェア、設備保有その他当該物資に係る業界の諸動向

(3) 供給不可欠役務が外部に過度に依存

外部に過度に依存する供給不可欠役務とは、供給不可欠役務の提供主体や供給不可欠役務の提供に必要な物資の供給が特定少数国・地域に偏っており、当該特定少数国・地域からの当該役務の提供や当該物資の供給の途絶等が発生した場合に甚大な影響が生じ得るものをいう。外部に過度に依存しているかどうかの判断に当たっては、役務及び物資ごとの特性を踏まえつつ、特定少数国・地域に依存・集中して

⁴ 我が国が措置を講じなければ将来的な外部依存のリスクの蓋然性が認められ得る場合としては、例えば、以下が考えられる。

- ・ 我が国の社会経済構造に鑑みて将来にわたって重要性及び成長性がある物資について、このまま措置を講じなければ、将来的に外部に過度に依存せざるを得なくなる場合
- ・ 現在は我が国が優位性を有し、国内需要に対する国内供給等が確保できている重要な物資について、各国・地域が先端技術開発に重点的な支援を行う中で、将来的に優位性を失ってしまい外部に過度に依存せざるを得なくなる場合
- ・ 現在、我が国が外部に依存していない物資について、技術革新等によって、従来と全く異なる生産方式・技術等が導入され、又は新たな原材料等が必要となるなど、将来的にサプライチェーンが根本的に変化し、その結果として外部に過度に依存せざるを得なくなる場合

いる程度、国内外からの代替提供・供給確保の可能性及び短期的な提供・供給途絶等への脆弱性の程度を総合的に考慮する。詳細については、以下のとおりとする。

① 特定少数国・地域に依存・集中している程度

特定少数国・地域に依存・集中している程度の判断に当たっては、例えば、次に掲げる事項等を考慮する。

- ・ 国内向けの供給不可欠役務の提供量⁵に占める特定少数国・地域への依存の程度
- ・ 国内向けの供給不可欠役務の提供量に占める国内主体による提供量の程度
- ・ 供給不可欠役務の提供に必要な物資の国内需要量に占める特定少数国・地域への依存の程度
- ・ 供給不可欠役務の提供に必要な物資の国内需要量に占める国内生産の程度
- ・ 供給不可欠役務の提供に必要な物資の国内需要量又は国内輸入量に占める最大輸入先国・地域からの輸入量の程度

② 国内外からの代替提供・供給確保の可能性

国内外からの代替提供・供給確保の可能性の判断に当たっては、例えば、次に掲げる事項等、特定少数国・地域からの提供・供給途絶等が生じた場合の代替提供・供給確保の可能性を考慮する。

- ・ 我が国が現在依存する特定少数国・地域以外の国・地域の提供・供給余力や世界における提供・供給シェアの状況から判断して、経済合理的な範囲で代替提供・供給を確保することができるかどうか
- ・ 国内の役務提供・生産基盤での余力から判断して、経済合理的な範囲で代替提供・供給を確保することができるかどうか

③ 短期的な提供・供給途絶等への脆弱性の程度

短期的な提供・供給途絶等への脆弱性の程度の判断に当たっては、役務及び物資ごとに提供・供給途絶等が影響を及ぼすまでの期間及び影響の程度は大きく異なることに留意し、例えば、役務ごとの提供体制の状況、物資ごとの備蓄や在庫の状況、役務及び物資の特性等を考慮する。

(4) 供給不可欠役務が外部に過度に依存するおそれ

外部に過度に依存するおそれがある供給不可欠役務とは、社会経済構造の変化や技術革新の動向、我が国及び諸外国・地域における産業戦略や科学技術戦略等を踏まえ、我が国が措置を講じなければ将来的な外部依存のリスクの蓋然性が認められ

⁵ 供給不可欠役務の種類に応じて、その提供の数、規模、内容等を勘案して尺度を選ぶ。

るものをいう。

外部に過度に依存するおそれがあるかどうかの判断に当たっては、将来における供給不可欠役務及び当該役務の提供に必要な物資の重要性及び成長性、国内外の諸動向等を総合的に考慮する。詳細については、以下のとおりとする。

① 将来における重要性及び成長性

将来における重要性及び成長性の判断に当たっては、例えば、デジタルトランスフォーメーション（DX）、グリーントランスフォーメーション（GX）等といった、我が国及び諸外国・地域の中長期的な社会経済構造の変化や技術革新の動向に沿ったものであり、将来において重要性及び成長性が見込まれる戦略的に意義がある役務あるいは物資かどうかなどを考慮する。

② 国内外の諸動向

国内外の諸動向の判断に当たっては、例えば、次に掲げる動向等を踏まえ、我が国の社会経済構造に鑑みて戦略的に意義がある役務あるいは物資かどうかなどを考慮する。

- ・ 我が国及び諸外国・地域における政府の産業戦略や科学技術戦略での位置付け等の動向
- ・ 我が国及び諸外国・地域における民間による研究開発、投資、シェア、設備保有その他当該役務又は物資に係る業界の諸動向

第4節 外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性

本制度は、外部から行われる行為により重要な物資の供給途絶等の国家及び国民の安全を損なう事態が生じることを未然に防止する目的で措置されたものである。

このため、特定重要物資の指定に当たっては、外部から行われる行為により供給途絶等が発生し、国民の生存や国民生活・経済活動に甚大な影響を及ぼす可能性を評価し、その蓋然性が認められる場合には国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止する必要がある。

こうした蓋然性については、物資ごとの状況や我が国を取り巻く外交・安全保障環境を始めとする国際関係等の様々な要因が影響し得るものであり、例えば、供給国・地域による輸出の停止・制限、当該供給国・地域内への優先的な供給の実施、生産抑制につながる制限の導入・強化、供給不可欠役務の提供国・地域による役務の提供の停止・制限、当該提供国・地域内への優先的な提供の実施等、外部から行われる行為

により想定される供給途絶等のリスクを総合的に考慮する。

第5節 本制度により安定供給確保のための措置を講ずる必要性

特定重要物資の指定の検討に当たっては、第2節から前節までの要件に加え、本制度による施策が特に必要と認められる場合に指定を行うものとする。詳細については、以下のとおりとする。

- ① まず、重要性及び外部依存性があり、外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性がある物資であっても、従前からその安定供給確保が政策的課題であり、別途の制度的な措置を講じている場合もある。本制度による措置が他制度による措置と重複する場合には、措置が重複する部分に関し、本制度により安定供給確保のための措置を講ずる必要性が小さいと判断される。ただし、措置を講ずる範囲が重複する場合であっても、他制度による措置に加え、本制度による措置を組み合わせることで安定供給確保に資する場合には、措置を講ずる必要性が大きいと判断される場合もある。
- ② また、安定供給確保のための措置を講ずることの優先度が高く、特にその必要性が認められる場合としては、例えば、次に掲げる場合が考えられる。
 - ・ 国民の生存に必要不可欠な物資又は基幹的な役割を果たすインフラ機能の維持に与える影響が顕著と考えられる物資のうち、例えば、近年、供給途絶等が発生した実績がある、供給途絶等のリスクが高まる傾向がみられるなど、早急に措置を講ずる必要があると考えられる場合
 - ・ 中長期的な社会経済構造の変化や技術革新の動向を踏まえ将来にわたって重要性や成長性が見込まれる等の戦略的な重要性があることや、我が国及び諸外国・地域における産業戦略や科学技術戦略での位置付け、民間の研究開発、投資等の動向等を総合的に勘案し、例えば、近年、国際環境の変化等を受け、諸外国・地域で物資の囲い込みが行われるリスクが高まっている、集中的な支援が検討されているなど、早急に措置を講ずる必要があると考えられる場合

第6節 解除の考え方

政府は、サプライチェーンを取り巻く環境の変化や安定供給確保のための措置等により、更なる安定供給確保のための措置を講ずる必要が小さくなったと考えられる特定重要物資について、将来の社会経済情勢や国際情勢等を見据えて安定供給確保の必要性の有無等を慎重に検討した上で、その指定を解除するものとする。

第4章 安定供給確保取組方針を作成する際の基準となるべき事項

第1節 安定供給確保取組方針を定める際の基本的な考え方

特定重要物資を政令で指定した場合は、供給事業所管大臣は、法第8条及び本基本指針に基づき、特定重要物資ごとに、物資の特性を踏まえ、安定供給確保取組方針を定める必要がある。

供給事業所管大臣は、本基本指針を踏まえ、取組の基本的な方向、主務大臣が実施する施策、支援対象となる取組の内容等を安定供給確保取組方針として取りまとめて客観的かつ具体的に示すことで、民間事業者等が取組を進めるに当たっての予見性を確保し、その取組を促していくことが重要である。

安定供給確保取組方針を定めるに当たっては、関係する政府の方針や国内の動向、国際的な政策の動向等を踏まえるものとする。

また、サプライチェーンは民間事業者等による自由な経済活動の中で形成されてきたものであることを踏まえ、安定供給確保取組方針を定めるに当たっては、民間事業者等の自助努力や創意工夫の喪失に繋がらないよう、民間事業者、業界団体その他の関係者の意見を十分考慮し、基準を可能な限り明確に示すとともに、客観性・公平性や透明性が可能な限り確保されるよう十分留意するものとする。

第2節 安定供給確保取組方針に定めるべき事項

供給事業所管大臣が特定重要物資について安定供給確保取組方針を定める場合には、法第8条第2項の規定に基づき、次の(1)～(7)に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 対象となる個別特定重要物資等の安定供給確保のための取組の基本的な方向に関する事項

① 現状認識

対象となる個別の特定重要物資等（以下「個別特定重要物資等」という。）を取り巻く現状の認識に関する次に掲げる事項等

- ・ 個別特定重要物資等に関するサプライチェーンの動向
- ・ 個別特定重要物資等及び関連産業（特定重要物資の取引先となる産業等）の市場及び投資の動向及び見通しその他の市場環境に関する動向

- ・ 個別特定重要物資等に係るサプライチェーンが抱える課題の分析及び評価
- ・ 国内外における産業戦略や科学技術戦略の動向

② 指定要件の該当性

前章及び前記①の記載を踏まえた特定重要物資の指定の要件への該当性に関する定量的及び定性的な動向

③ 特定重要物資の安定供給確保に関する目標

前記①及び②を踏まえた安定供給確保取組方針で定める施策により、達成すべき安定供給確保の目標

(2) 個別特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関し主務大臣が実施する施策に関する事項

供給事業所管大臣が実施する施策の具体的な内容に関する次に掲げる事項等

① 施策の基本的な方向

② 実施する施策

実施する個別施策の内容及び対象、想定する効果及び目標

③ 施策に係る留意事項

施策に係る留意事項に関する次に掲げる事項等

- ・ 実施する施策に関連する政府の戦略及び取組
- ・ 施策を取り巻く環境
- ・ 施策の総合的かつ効果的な推進のための取組
- ・ 施策の予見性確保のための取組
- ・ サプライチェーンの状況を把握するための調査に関する基本的な方向及び内容
- ・ 安定供給確保に支障が生ずるおそれがある場合の措置の基本的な方向及び内容

(3) 個別特定重要物資等の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

取組の内容及び取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限に関する次に掲げる事項等

① 取組の対象範囲

取組の対象とする特定重要物資等及びその取組の内容

② 安定供給確保の目標

供給能力の確保、生産性及び技術水準の確保等に関し、認定供給確保事業者が取り組むべき具体的目標

③ 取組ごとに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限

④ その他必要と認める事項

前記①から③までに掲げるもののほか、供給事業所管大臣が必要と認める事項

(4) 個別特定重要物資等の安定供給確保のために安定供給確保支援業務及び安定供給確保支援法人基金又は安定供給確保支援独立行政法人基金に関して安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人が果たすべき役割に関する事項

第 6 章の記載を踏まえた安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人が果たすべき役割に関する次に掲げる事項等

① 安定供給確保支援業務の基本的な方向に関する事項

② 安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人が果たすべき役割に関する事項

③ 安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人の指定に関する事項

④ 安定供給確保支援業務の内容及びその実施体制に関する事項

⑤ 供給確保支援実施基準の作成の基準となるべき事項

⑥ 安定供給確保支援法人基金又は安定供給確保支援独立行政法人基金の管理に関する事項

(5) 対象となる個別の特定重要物資に係る法第 44 条第 1 項の規定による指定に関する事項

第 7 章の記載を踏まえた法第 44 条第 1 項の規定による特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資としての指定を行う場合についての考え方

(6) 個別特定重要物資等の安定供給確保に当たって配慮すべき事項

第 8 章の記載を踏まえた個別特定重要物資等の安定供給確保に当たって配慮す

べき内容

(7) (1) ～ (6) に掲げるもののほか、個別特定重要物資等の安定供給確保に関し必要な事項

(1) ～ (6) に掲げるもののほか、供給事業所管大臣が必要と認める事項

第 5 章 特定重要物資の安定供給確保のための取組に必要な資金の調達の円滑化の基本的な方向に関する事項

特定重要物資等の安定供給確保のためには、当該特定重要物資等について、生産基盤の整備、供給源の多様化等を通じ、サプライチェーンの強靱化を図る必要があるが、これらの取組には大規模かつ長期の投資を要し、その投資回収に長期間を要する場合があることから、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難になる場合が想定され得る。

このため、本法は、民間金融機関の機能を補完する範囲内で、認定供給確保事業者に対し、株式会社日本政策金融公庫から指定金融機関を通じて低利・長期の資金を供給する二段階融資の仕組みを創設するほか、中小企業投資育成株式会社法及び中小企業信用保険法の特例を通じて中小企業者向けの資金の調達の円滑化に関する仕組みを措置することとしたものである。

各制度の運用に当たっては、上記趣旨を踏まえ、特定重要物資等の安定供給確保のための取組に必要な資金の調達の円滑化に十分留意するものとするとともに、民間事業者等の自由な経済活動を極力阻害せず、民間事業者等による創意工夫を生かした形で、取組を促進していくことに十分留意するものとする。また、指定金融機関等は目利き・助言等を必要に応じ行うものとする。

第 6 章 安定供給確保支援業務並びに安定供給確保支援法人基金及び安定供給確保支援独立行政法人基金に関して安定供給確保支援法人及び安定供給確保支援独立行政法人が果たすべき役割に関する基本的な事項

第 1 節 安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人の選択に関する事項

本制度の運用に当たっては、供給事業所管大臣等（供給事業所管大臣及び内閣総理大臣をいう。ただし、安定供給確保支援独立行政法人の場合には、当該安定供給確保支援独立行政法人を所管する供給事業所管大臣に限る。以下同じ。）は、特定重要物資ごとに、安定供給確保支援業務を行う法人として安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人を適切に選択した上で、認定供給確保事業者に対する支援を行わせることができるものとする。

その際、特定重要物資の安定供給確保のための取組として行う事業分野が複数想定される場合に、単独の安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人では、特定の事業分野に関しては十分な技術的能力を有さず、複数の事業分野全てについて安定供給確保支援業務を行うことが適切でない場合も想定される。このため、供給事業所管大臣等は、必要と認められる場合には、安定供給確保のための取組として行う事業の分野に応じて、複数の安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人を選択することも妨げられないものとする。

第 2 節 安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人の指定に関する事項

安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人の指定を行うに当たっては、当該法人の目的、当該物資に係る技術的知見、秘密保持のための情報管理体制、安定供給確保支援独立行政法人が当該独立行政法人の個別法（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 1 条に規定する個別法をいう。以下同じ。）において支援可能な取組の範囲等を踏まえ、適切に指定するものとする。

（1）安定供給確保支援法人

安定供給確保支援法人を指定するに当たっては、法第 31 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる事項を満たすものを指定するものとする。

- ① 安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施するために必要と認められる経理的基礎を有するものであること。特に、安定供給確保支援法人基金を設ける場

合にあっては、当該安定供給確保支援法人基金を適正かつ確実に運用できる経理的基礎を有すること。

- ② 安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施するために必要となる技術的能力及び特定重要物資の供給に関する活動実績を有すること。
- ③ 役職員の人的構成等を始め、安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施体制を構築していること。
- ④ 安定供給確保支援業務の実施を通じて、企業の競争力の源泉と深く関わりのある情報に接する可能性があることを踏まえ、安定供給確保支援業務を通じて知り得た秘密を確実に保持するための情報管理体制を構築していること。
- ⑤ 安定供給確保支援業務以外の業務を行っている場合にあっては、その業務を行うことによって安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑥ その他供給事業所管大臣等が定める基準に適合するものであること。

(2) 安定供給確保支援独立行政法人

安定供給確保支援独立行政法人を指定するに当たっては、法第 42 条の規定に基づき、次に掲げる事項を満たすものを指定するものとする。

- ① 当該指定に係る特定重要物資に係る安定供給確保支援業務が個別法で規定する目的の範囲内であること。
- ② 安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施するために必要となる技術的能力を有すること。
- ③ 役職員等の人的構成等を始め、安定供給確保支援業務の適正かつ確実な実施体制を構築していること。
- ④ 安定供給確保支援業務の実施を通じて、企業の競争力の源泉と深く関わりのある情報に接する可能性があることを踏まえ、安定供給確保支援業務を通じて知り得た秘密を確実に保持するための情報管理体制を構築していること。

第 3 節 安定供給確保支援業務の内容及びその実施体制に関する事項

安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人が安定供給確保支援業務を行うに当たっては、安定供給確保支援業務を統括する部署を置くとともに、認定供給確保事業者の支援を的確に実施するための適正かつ確実な体制及び方法により、安定供給確保支援業務を実施するものとする。

また、供給事業所管大臣等は、安定供給確保支援業務規程等を始め、関係法令に基づき作成する事業計画書、収支予算書等の内容について確認するとともに、適正かつ

確実な体制及び方法により執行されていることを確認するものとする。

第 4 節 安定供給確保支援法人基金及び安定供給確保支援独立行政法人基金の管理に関する事項

安定供給確保支援法人基金又は安定供給確保支援独立行政法人基金を設ける場合にあっては、認定供給確保事業者への支援に関し、助成金等の交付・支給申請時の審査、交付・支給決定、交付・支給決定後の検査の実施等により適正な執行に努めるとともに、供給事業所管大臣等が定める供給確保支援実施基準等の範囲で、管理する基金の資産を毀損することのないよう適正な運用管理を行うものとする。

具体的には、次に掲げる内容の運用に留意するものとする。

- ・ 助成金等の執行に当たっては、安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人は、交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の検査の実施等を通じ、適正な執行に努めるとともに、供給事業所管大臣等と連携し、認定供給確保計画が適正かつ確実に遂行されていることを確認するものとする。
- ・ また、供給事業所管大臣が認定供給確保計画の変更を指示する、認定を取り消すなどの措置を講じた場合には、その措置の内容に応じ、助成金等の返還等の必要の措置を実施するものとする。
- ・ 基金は他の事業との区分経理等を求められているところ、本法の規定に従い、適正な会計処理を実施するものとする。
- ・ 基金の管理については、本法の規定を踏まえ、資産運用の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとし、運用上のリスクが低い方法で運用するものとする。

第 5 節 安定供給確保支援業務の情報の管理に関する事項

安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人は、認定供給確保計画に企業の競争力の源泉と深く関わりのある内容が多く含まれ得ることに鑑み、安定供給確保支援業務で得られた情報の適切な管理を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

第7章 特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資の指定に関する基本的な事項

第1節 特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資の指定に関する事項

次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、法第2章第3節から第7節までの措置では特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難である場合として、法第44条第1項の規定に基づく指定を行うことができるものとする。この際、サプライチェーンは民間事業者等による自由な経済活動の中で形成されてきたものであることに鑑み、政府による過度な介入を行わないよう留意する。

- ・ 当面の間、民間事業者等による安定供給確保に向けた取組の実施が想定されず、特定重要物資の安定供給確保が困難と認められること。
- ・ 特定重要物資等について、民間事業者等が法第44条第6項に規定する措置（同項の規定に基づき供給事業所管大臣が実施する備蓄その他の措置をいう。以下この章において「本制度による措置」という。）に相当する取組を行おうとすることがその経済性その他の事情に照らし困難と判断されること。
- ・ 特定重要物資等について、本制度による措置の実施を通じて、安定供給確保のための特別の対策を講ずることが特に必要と認められること。

以上を踏まえ、特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資を指定して、本制度による措置を講ずるべきかどうかの判断に当たっては、国自らの措置を講ずる必要性、状況の困難性、手段の相当性及び有効性が認められることを前提に、それらの程度に基づき総合的に判断するものとする。

(1) 国自らの措置を講ずる必要性（対象とすべき物資）

本制度による措置の対象とすべき特定重要物資等は、次の諸点を総合的に勘案し、国自らの措置を講ずる必要性が特に高い物資及び用途に限定して厳格に判断する。

- ① 物資の重要性（国民の生存や国民生活・経済活動に対する影響の程度）
- ② 物資又は供給不可欠役務の外部依存の程度とその依存先
- ③ 外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損ねる事態が生じる蓋然性、当該事態の深刻度及び緊急性（具体的影響が発現するまでの時間的猶予）
- ④ 本制度による措置を講じなければ、外部からの影響等によって特定重要物資等に係る我が国の技術等の他国・地域に対する優位性ひいては国際社会にとっての不可欠性が毀損し、又は喪失し、将来的に特定重要物資の供給途絶等のリスクが増大すると見込まれる場合、当該リスクの経済安全保障上の重要性

(2) 状況の困難性

本制度による措置の対象とする状況は、民間事業者等への各種支援、資金の調達
の円滑化措置及び市場環境の整備では特定重要物資の安定供給確保を図ることが
困難と認められる状況及びその原因事象の態様を総合的に考慮し、市場構造に照ら
して、物資の生産等の事業を営利事業として継続的に実施することが困難と認めら
れる場合に限定する。このような場合としては、例えば以下が考えられる（ただし、
本法以外の制度又は施策で手当てされる場合を除く。）。

- ① 通常時には市場規模が小さく十分な採算性を有する形で物資の生産等の事業
を行うことが困難であり、かつ、非常時には需要の急増により安定供給確保が困
難となり得る場合。
- ② 通常時にはコスト、規制、資源等の制約によって国内では競争力のある形で物
資の生産等の事業を行うことが困難で、外部からの供給に依存している物資につ
いて、非常時にはその安定的な供給が期待できない場合。
- ③ 外部から行われる行為により原材料の供給が途絶するなど、通常の市場機能の
下では、事業の継続が困難な場合。

(3) 手段の相当性及び有効性

本制度による措置は、その具体的な手段が特定重要物資の安定供給確保に対して
相当かつ有効であることを要する。その際、多少なりとも効果が見込めるといった
程度ではなく、例えば民間事業者等に対する支援、供給途絶等を前提とした影響緩
和策、諸外国・地域の関係機関との連携等の他の措置と比較しても、相当程度の有
効性が見込まれるかどうか、他の措置と併せて講ずることで相乗的に作用し、相当
程度の有効性が見込まれるかどうかなどの観点から、俯瞰的に評価する。

具体的には、以下の諸要素を考慮する。

① 他の措置のみによる対応可能性

法第2章第3節から第7節までの措置を講ずるのみでは特定重要物資の安定供給
確保が困難であること。

（法第2章第3節から第7節までの措置の例）

生産設備投資、備蓄、物資の使用合理化に対する補助金措置 等

② 相当性及び有効性

措置の特性が、安定供給確保の目的に合致すること。

- ・ 施策効果の発現が見込まれるタイミングが適切であること。例えば、国が財産
取得を伴う措置を講じようとする場合、適正な対価の算定等に相当の期間を要

することが想定され、当該期間によっては緊急性の高い事案に対して当該措置は相当性及び有効性を欠くと判断され得る。

- ・ 施策効果の性質とその程度が適切であること。例えば、安定供給確保を効果的・効率的に図るため、国による措置と併せて民間事業者等による取組も必要である場合、その実現に必要な施策効果（民間事業者の十分な資金確保又は資本負担の軽減等）が見込まれるのであれば、当該措置は相当性及び有効性があると判断され得る。

第2節 指定解除の考え方

供給事業所管大臣は、法第44条第1項の規定に基づく指定をした特定重要物資について、安定供給確保が一定程度図られ、特別の対策を講ずる必要が小さくなったと考えられる場合、前節で示す特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資の指定の要件への該当性の有無等を慎重に検討した上で、当該指定を解除するものとする。

第3節 その他留意事項

(1) 関係者の意見の適切な考慮等

特別の対策を講ずる必要のある特定重要物資を指定する際には、本基本指針の策定等に当たって聴取した有識者の意見を適切に参照するものとする。また、個別の下位法令を定めようとする場合には、必要に応じ、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続を利用し、広く関係者の意見・情報を公募する。

(2) 法第44条第6項の規定に基づく措置に関する事項

供給事業所管大臣は、法第44条第1項の規定に基づく指定を行った場合には、本制度による措置を講じて、当該特定重要物資の安定供給確保を図るものとする。

具体的な措置としては例えば以下が考えられるが、これらに限らず、対象とする特定重要物資等ごとに相当かつ有効な措置を講ずるものとする。

（本制度による措置の例）

- ・ 供給事業所管大臣による特定重要物資等の備蓄
- ・ 供給事業所管大臣による施設（その敷地や設備を含む。以下同じ。）の取得及び取得した施設における特定重要物資等の生産
- ・ 供給事業所管大臣が外部から不足する特定重要物資等の調達を行うこと
- ・ 供給事業所管大臣が上記措置を実施することと同等の措置を講ずること（上記措置を民間事業者等に委託するなど）

また、本制度による措置の検討に当たっては、安定供給確保の取組の有効性を阻害しない範囲において、将来的に本制度による措置が無くとも当該特定重要物資の安定供給確保を図ることができるような措置の在り方を追求するものとする。また、本制度による措置を講じようとする際は、あらかじめ適切な期間を設定し、措置の在り方を見直すものとする。

供給事業所管大臣は、本制度による措置として特定重要物資等の生産や民間事業者等への生産の委託など、自らサプライチェーンの一部を担う措置を講ずる場合、当該措置がサプライチェーンへの過度な介入となり得ることに十分に留意し、民間事業者等に対する支援及び特定重要物資等の節減の呼びかけ、諸外国・地域の関係機関との連携等の他の措置を併せて実施するなどして、効果的・効率的に特定重要物資の安定供給確保を図るよう努めるものとする。

(3) 措置に必要な施設の取得に関する事項

供給事業所管大臣は、本制度による措置のため、又は本制度による措置として施設を取得した場合にあっては、当該措置が民間事業者等に対する支援等の措置では特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難であると認められる場合の「特別の対策」であるとの本制度の趣旨等に鑑み、取得した施設をできるだけ早期に民間事業者等に譲渡するよう努めることとする。ただし、特定重要物資の安定供給確保が本制度の目的であるところ、これに支障を生じさせてまで、早期に譲渡する努力義務を供給事業所管大臣に課すものではない。具体的な譲渡の時期等については、施設委託管理者の声も聴くなど、個別の事例に即して適切に検討する。

(4) 施設委託管理業務に関する事項

施設委託管理者は、供給事業所管大臣との契約に基づき、特定重要物資等の生産等を含む委託を受ける場合、必要な場合に直ちにこれを開始し、安定的に実施することができるよう、当該生産等に係る施設を維持管理するものとする。また、施設委託管理者は、施設の維持管理のため、十分な従業員を確保し、その技能を維持するものとする。

供給事業所管大臣は、施設委託管理者に対し、施設委託管理業務に関する契約において、通常の企業活動同様の効率的な業務を行うことを求め、必要に応じて適切な監督を行うものとする。

供給事業所管大臣は、施設の維持管理に必要な費用を負担するものとする。ただし、維持管理又は特定重要物資等の生産等に際して施設委託管理者の善管注意義務違反によって施設の破損等が生じた場合には、この限りでない。

供給事業所管大臣は、施設委託管理者との契約に基づき、特定重要物資の安定供給確保という目的を阻害しない範囲において、施設委託管理者が委託を受けた施設を当該目的外の用に供することを許可することができるものとする。

この場合、供給事業所管大臣は、施設委託管理者が委託を受けた業務以外の用に当該施設を供した程度に応じて、施設委託管理者から適正な対価を徴収するものとする。また、施設委託管理者は、当該施設を目的外の用に供している期間においても、特定重要物資の安定供給のための業務を実施する必要がある場合には、供給事業所管大臣との契約に基づき、当該業務を優先するものとする。

(5) 輸送手段の確保に関する事項

特定重要物資等について、備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置を講ずる際には、輸送手段の確保その他の必要な措置について一層配慮するものとする。

第 8 章 特定重要物資の安定供給確保に当たって配慮すべき基本的な事項

第 1 節 国際約束との整合性の確保に関する事項

本制度の運用に当たっては、法第 90 条の規定及び基本方針の趣旨に則り、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、WTO 協定等の国際ルールとの整合性に十分に留意するものとする。

第 2 節 経済活動における人権の尊重

経済活動における人権の尊重が国際的にも重要な課題となっており、今後、より一層、重要性を増していくものと考えられる。そのため、我が国として「ビジネスと人権」に関する行動計画を着実に実施しているほか、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」について、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」において決定・公表がなされている。上記ガイドラインは、主に国連のビジネスと人権に関する指導原則、OECD 多国籍企業行動指針及びILO 多国籍企業宣言からなる国際スタンダードを踏まえ、企業に求められる人権尊重の取組について、日本でビジネスを行う企業の実態に即して、具体的に、かつ、わかりやすく解説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的としたものである。こうした背景を踏まえ、本制度の運用に当たっては、主務大臣は、本制度の目的及び基本方針の趣旨を踏まえつつ、必要に応じ、上記ガイドラインの活用等、サプライチェーンにおける人権の尊重を勧奨する等の対応を行うものとする。

第 3 節 関係者の意見の適切な考慮、施行状況の情報提供等に関する事項

(1) 関係者の意見の適切な考慮等

特定重要物資を指定する際には、基本方針で定めているとおり、本基本指針の策定等に当たって聴取した有識者の意見を適切に参照する。また、個別の下位法令を定めようとする場合には、必要に応じ、行政手続法に基づく意見公募手続を利用し、広く関係者の意見・情報を公募する。

(2) 施行状況の適切な情報提供等

本制度の施行状況については、本法、関係法令及び基本方針等に従い、国民、事業者その他の関係者に公表するとともに、本制度に係る手続等について情報提供等

を行い、本制度に関する理解と協力が得られるよう努めるものとする。